

# CAM ESG日本株ファンド®

追加型投信 / 国内 / 株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

(注)「CAM ESG日本株ファンド」はキャピタル アセットマネジメント株式会社の登録商標です。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

## キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号  
設立年月日：2004年1月26日  
資本金：280百万円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：36,107百万円  
(資本金、運用純資産総額は2020年2月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

## 三井住友信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行うCAM ESG日本株ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年4月27日に関東財務局長に提出し、2020年4月28日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[照会先] キャピタル アセットマネジメント株式会社

[電話番号] 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)  
[ホームページ] <http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、CAM ESG日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

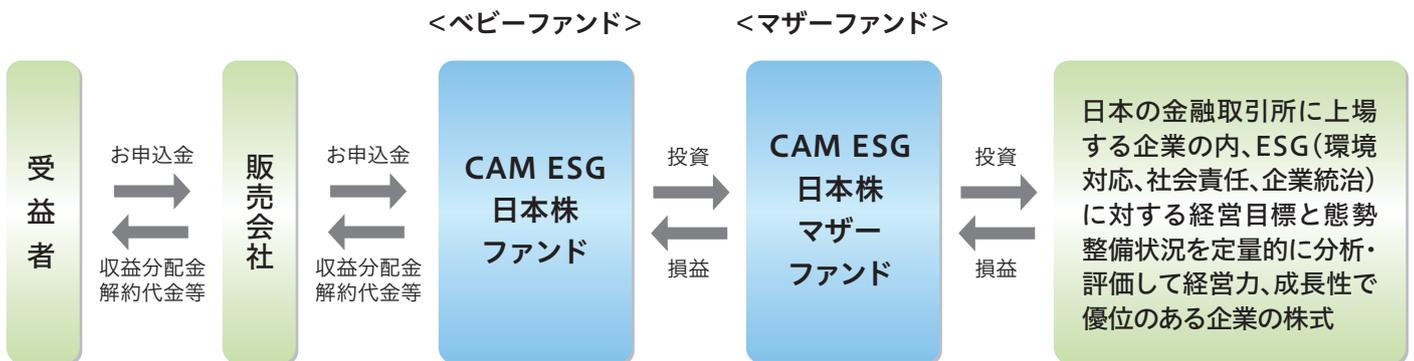
**1** 日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して、経営力、成長性で優位のある企業に中長期投資を行います。

- ESGスコアを基本とし、財務面からの分析・評価を勘案した総合評価で銘柄選択を行います。
- ESGスコアに基づいて投資比率を決定します。  
※ ESGスコアとは、ESGの評価項目に基づく企業の取り組みを定量的に評価したものです。
- 日本でのESG調査のパイオニアであるグッドバンカー社と投資顧問契約を結び、情報提供を受けます。それに、キャピタル アセットマネジメントの独自の財務分析情報を加味した総合評価により投資銘柄を選定します。

株式会社グッドバンカー：1998年7月14日に設立。

日本初のESG投資専門の独立系投資顧問会社です。

**2** マザーファンド受益証券を主要対象として、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。



## 運用プロセス

- 日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して経営力、成長性で優位のある企業の株式への投資に注力し、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。
- 運用は、グッドバンカー社から提供を受けた“ESGスコア”（非財務情報）と、独自の“財務スコア”（財務情報）を組み合わせたアプローチを用います。
  - ・ ESG分析に財務分析を加味して、当社独自の“サステナブル（持続成長力）・インベストメント・スコア”の総合評価で、投資対象銘柄を選択します。
  - ・ ESGスコアを基に、各銘柄への投資比率を決定します。



(注)「CAM サステナブル・インベストメント・モデル」はキャピタル アセット マネジメント株式会社の登録商標です。

\* 上記、運用プロセスにおける銘柄数は、あくまでもそのイメージを理解していただくためのものであり、実際の運用プロセスにおける銘柄数とは異なる場合があります。

\* 上記は2020年2月末現在のプロセスであり、将来変更される場合があります。

## 主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。
- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨資産への投資は行いません。

## 分配方針

年1回（原則として毎年1月26日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。



\* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

\* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

## ESGは将来の企業価値と関連性が高い

ESGに優れた企業はステークホルダー（顧客・従業員・地域社会・株主）を意識した長期的な企業価値増大に向けた多面的・総合的な経営を行う為  
中・長期的な投資リターンとリスク低減効果が期待出来ます

- E 環境対応**：製品や生産過程の環境負荷
- S 社会責任**：地域社会貢献、女性活躍推進、労働環境改善、サプライチェーンのリスク管理
- G 企業統治**：取締役会の構成、取引の透明性、汚職防止、株主権利の確保

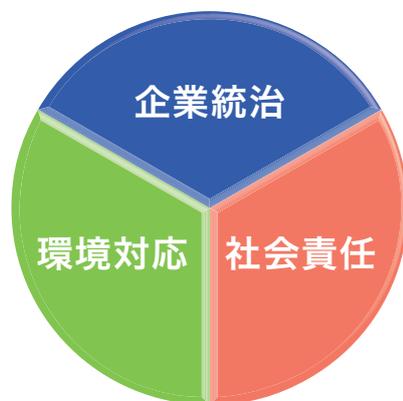
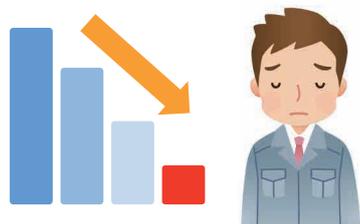


持続成長する企業

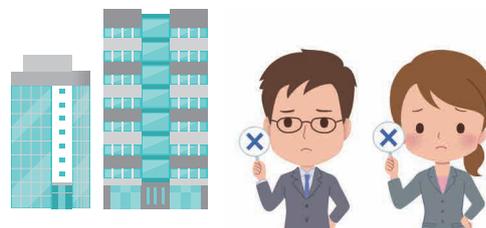
## ESGは企業の持続成長の鍵です

企業の存続価値を従業員と共有せず、短期の収益を上げることしか考えないと持続成長が不可能となる

収益獲得のために環境負荷が高い旧式の技術・生産工程を使用し続け、競争相手に比べて優位性・先進性がなくなると、中長期的には忠実な顧客基盤を失う恐れが高い



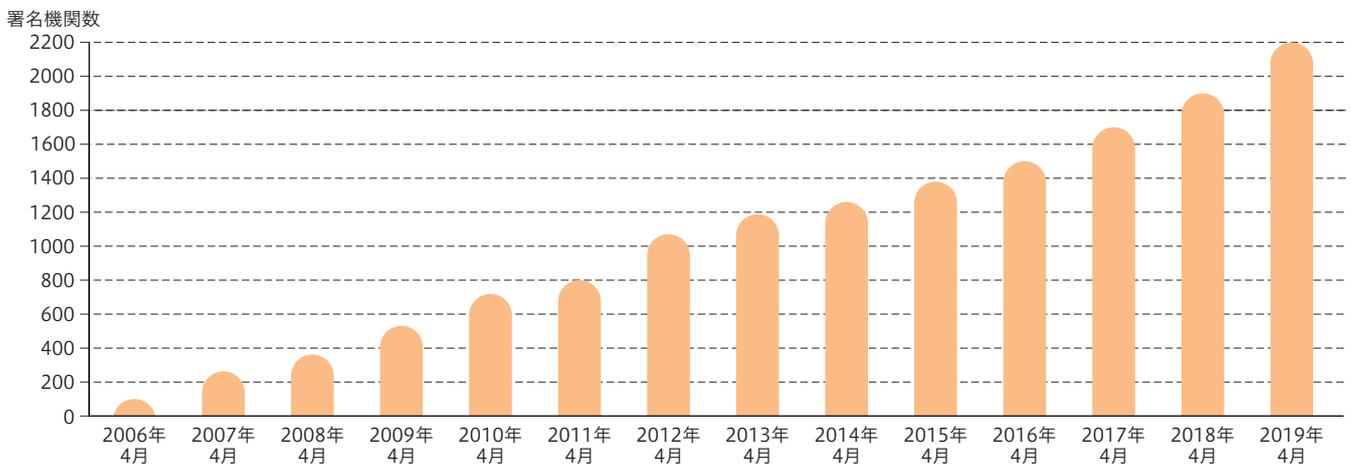
業績を伸ばすために、長時間労働を従業員に押し付け、インターネットで悪い評判が流布すると優秀な人材が集まらなくなり、将来の競争力低下に繋がる恐れがある



## 持続成長可能な企業への投資が世界の機関投資家での主流です

### ◆ ESG投資の変遷(機関投資家の事例)

- 2005年 世界の主要21機関投資家(ノルウェー政府年金基金、カリフォルニア州職員退職年金基金等)がアナン国連事務総長(当時)の呼びかけに対して、世界の持続可能な発展のために投資判断に「ESG」(環境・社会・ガバナンス)を考慮する原則を公表
- 2006年 **国連責任投資原則(UN-PRI : Principle for Responsible Investment)**が発足
- 2008年 欧州の機関投資家を中心に362機関がPRIに署名
- 2014年 「**ESG投資**」が世界的に急速に普及(1251機関がPRIに署名)
- 2015年 **年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)**がPRIに署名
- 2017年 **年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)**がESGインデックスファンドに投資開始



出所：PRIが公開した情報に基づき、キャピタル アセットマネジメント作成

## ESG 投資は欧米の個人投資家に広まりました

### ◆ ESG投資の変遷(欧米での事例)

- 持続可能(サステナブル)な投資手段として広く活用
- 欧州では運用資産の50%以上がESG投資
- 欧米の投資信託におけるESG運用残高は高い伸び

	2014年	2016年	2018年
ヨーロッパ	58.8%	52.6%	48.8%
米国	17.9%	21.6%	25.7%
カナダ	31.3%	37.8%	50.6%

	2014年	2016年	2018年	伸び率 (2016-2018)
ヨーロッパ	141.2	309.4	351.9	14%
米国	86.1	224.2	299.9	34%
カナダ	12.4	27.9	42.5	52%
合計	239.7	561.5	694.2	24%

出所：Global Sustainable Investment Review 2018

## ESG投資は中長期的な資産形成に適しています

### ◆ ESG投資の特徴

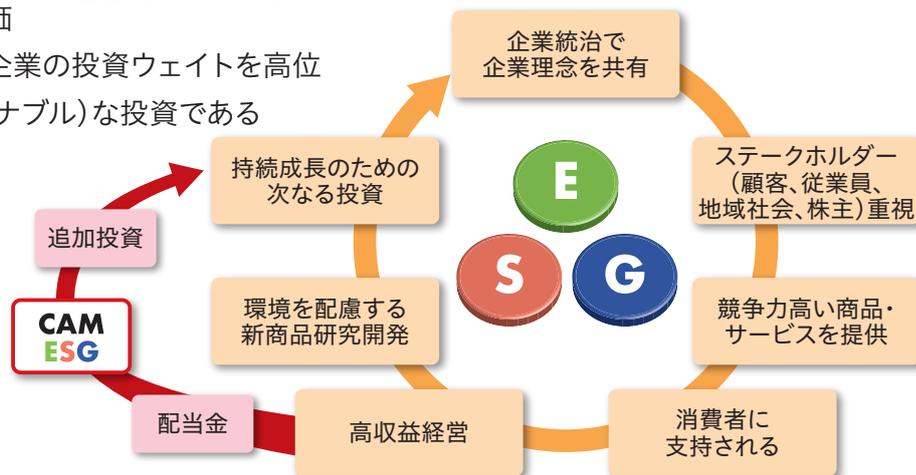
- ESG情報は**企業の非財務情報**で、**企業の社会的貢献**を評価
- 財務情報では見えないリスクが低減するので、**投資リスクの低減効果**がある
- 長期的に安定したパフォーマンスを示すので、**長期投資**に適している
- 持続可能(サステナブル)な社会の構築に貢献する



## 「CAM ESG日本株ファンド®」は持続成長の可能性が高い日本企業に投資します

### ◆ 当ファンドの特徴

- ESGの観点から企業の経営力、成長力を多面的に分析評価
- ESG評価が高い企業の投資ウェイトを高位
- 持続可能(サステナブル)な投資である



## 「CAM ESG日本株ファンド®」は三位一体の付加価値を追究します

### ◆ 当ファンドは以下の付加価値を追求します

- ESGを経営目標に取り入れて経営改革に先駆している日本企業に投資することで、ESGの普及を後押しします
- 顧客利益の為の商品提供の一助と致します
- ESG投資プロセスによる運用リターンを追求することで満足度を提供致します

### 『CAM ESG日本株ファンド®』における付加価値提供



## 基準価額の変動要因

当ファンドは、「CAM ESG日本株マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、実質的に日本の金融取引所に上場する企業の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。**したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。**当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

## 主な変動要因

株式の価格変動リスク	当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

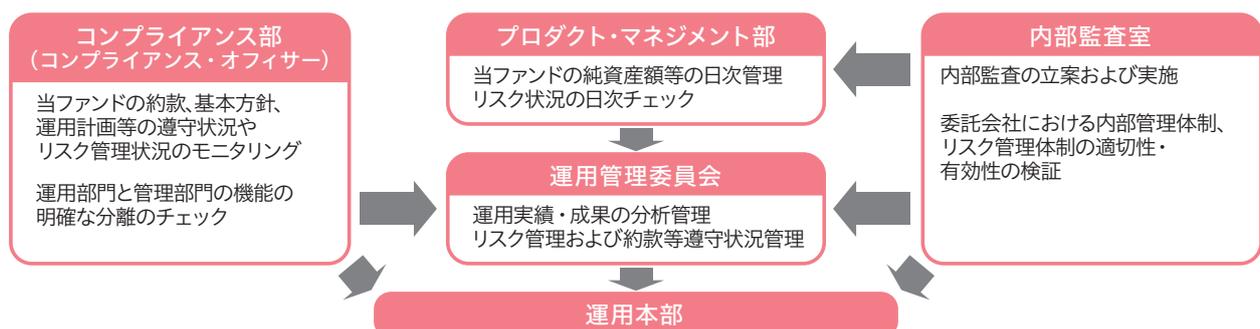
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

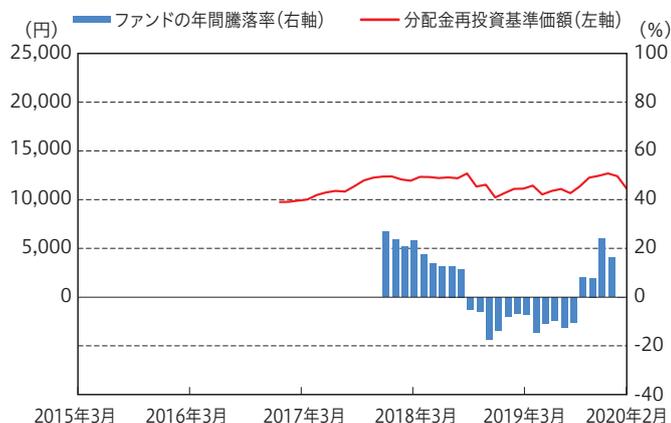


※リスクに対する管理体制は2020年2月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2015年3月～2020年2月)

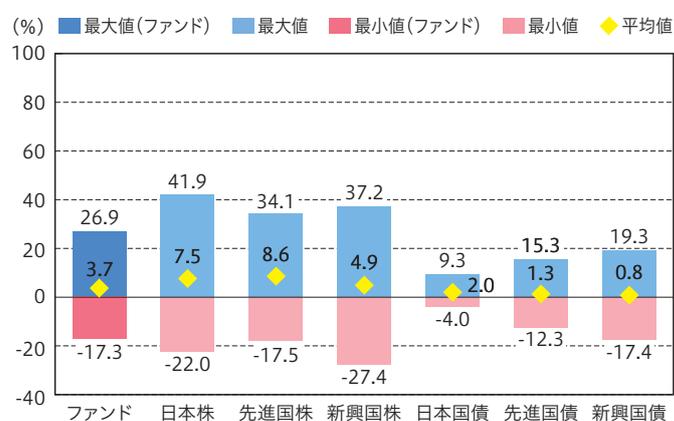


\*税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*データは設定月末より記載しております。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年3月～2020年2月)



ファンド： 2018年1月～2020年2月

代表的な資産クラス：2015年3月～2020年2月

\*上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

\*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\*騰落率は直近前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

#### 各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

#### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準日: 2020年2月28日

## ■ 基準価額・純資産の推移

2017年1月27日(設定日)～2020年2月28日



※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

基準価額	11,243円
純資産総額	3.4億円

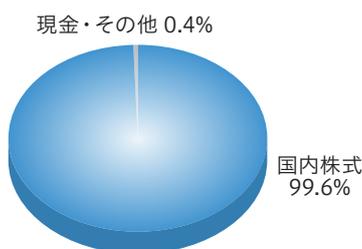
## ■ 分配の推移

決算日	分配金額
2018年1月26日	0円
2019年1月28日	0円
2020年1月27日	0円
設定来累計	0円

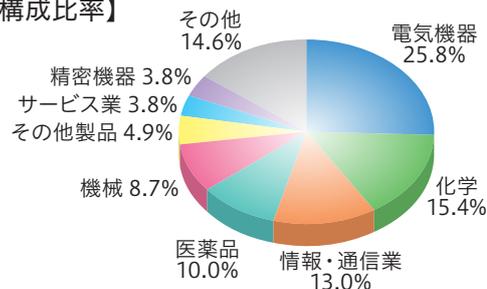
1万口あたり/税引き前

## ■ 主要な資産の状況 (マザーファンド)

### 【資産配分】



### 【業種別構成比率】



※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別構成比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

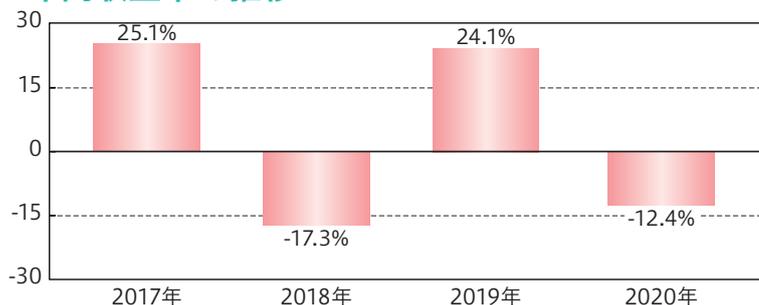
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 【組入上位 10 銘柄】

組入銘柄数: 100

銘柄名	業種	投資比率
中外製薬	医薬品	2.8%
東京エレクトロン	電気機器	2.7%
ダイキン工業	機械	2.6%
富士通	電気機器	2.4%
ソニー	電気機器	2.0%
ディスコ	機械	2.0%
HOYA	精密機器	1.7%
エーザイ	医薬品	1.7%
シスメックス	電気機器	1.7%
花王	化学	1.7%

## ■ 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2017年: 設定時(2017年1月27日)から年末までの収益率

※2020年: 年初から2月末までの2ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込日の基準価額となります。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受け付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2020年4月28日から2021年4月26日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2017年1月27日(設定日)から無期限。
繰上償還	残存口数が減少し運用が困難となった場合やこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、償還となる場合があります。
決算日	原則、1月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則、 <a href="http://www.capital-am.co.jp/">http://www.capital-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2020年2月末現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.3% (税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。	販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 <b>年1.496% (税抜1.36%)</b> の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
運用管理費用 (信託報酬) の配分	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



*Capital Asset  
Management*